

◎ 株式会社日立ハイテクサイエンス

〒410-1393 静岡県駿東郡小山町竹の下36-1
TEL:(0550)76-3344 FAX:(0550)76-5557

Testing Laboratory NEWS TL No.10 2014.2

試験所報告書の書式変更のご紹介

1 はじめに

弊社は昨年1月1日に株式会社日立ハイテクノロジーズグループの一員となり、社名を株式会社日立ハイテクサイエンスに変更して再スタートして早1年が経ちました。試験所も株式会社日立ハイテクサイエンス物理試験所となり、名称変更などに伴う種々の変更を行って参りました。そのためか、本来ならば四半期ごとに発行するニュースもすっかり間が空いてしまいました。ご愛読いただいている各位にはお詫び申し上げます。

弊社試験所は、今後とも常に厳正で公正な試験業務をスピーディに行ない、お客様のご要望にお応えして参る所存です。試験所の変わらぬご愛顧を宜しくお願ひします。

物理試験所長 菊池修一

2 試験所文書の新書式

弊社は本年より順次、新書式の試験報告書を発行して参ります。新書式は従来と殆ど変わりませんが、左上隅にある認定シンボルが変更されました。下図の赤丸部分に注目してください。



【旧書式】JAB 認定シンボル付き試験報告書

【新書式】JAB 認定シンボル付き試験報告書

以下に認定シンボルを変更する理由をご説明しますが、始めに認定シンボルを改めてご紹介します。認定シンボルは、試験所が認定の地位を示すために、弊社認定機関である公益財団法人日

本適合性認定協会（略称 JAB）が交付するものです。認定シンボルには、JAB のロゴ（商標登録 4343631 号）、適合プログラム略称（Testing）、認定番号（RTL01200）が含まれています。弊社は JAB との契約に従い、認定範囲内で発行する試験報告書に認定シンボルを使用しています。

次に新たな認定シンボルをご紹介します。新たな認定シンボルは「MRA 複合シンボル」と呼ばれます。MRA 複合シンボルは、JAB に加えて ILAC とのライセンス契約により使用する権利が与えられます。ここで、ILAC は国際試験所認定会議（International Laboratory Accreditation Conference）、MRA は相互認証協定（Mutual Recognition Agreement）の略称です。試験所認定機関は世界各国にあり、それぞれの機関が自国内の試験所を認定しています。各国の認定機関は ILAC に加盟して相互認証することにより、他の国や地域の認定試験所も自国の認定試験所と同等であると認め合っています。この仕組みにより、One-Stop-Testing（一つの試験所で得られたデータが世界中で受け入れられる）を実現しています。さて、JAB も以前より ILAC に加盟しておりますが、それらの関係が一層明確になる MRA 複合シンボルの使用が海外のお客様より要望されておりました。そこで、今回関連する契約などの手続きを終えましたので新書式の試験報告書に順次切り替えて行きます。

3 トレーサビリティ体系図の変更

前記 JAB が発行する基準類文書である「認定を受けるための手順及び権利と義務（試験所・校正機関） JAB RL200:2013」が 2013 年 10 月に改訂され、下記項目が追加されました。

5. 認定プロセス / 5.1 認定の申請 / 5.1.2.2 本協会に提出する情報

- d) 試験・校正業務の一部を下請負に出す場合にあっては、下請負者に関する情報。なお、JIS Q 17025 認定を受けていない下請負先を申請機関の認定に含めることはできない。

弊社の従来トレーサビリティ体系図には下請負が含まれていましたが、下請負は JIS Q 17025 の認定は受けておりませんでした。そこで、今回の改訂に伴い下請負の契約を終了し、自社内で全ての試験業務を行うように業務内容を変更しました。その結果、トレーサビリティ体系図も若干変更されました。最新のトレーサビリティ体系図に関する詳しいご説明をご希望の方は、弊社営業部門（**03-6280-0062**）又は株式会社エポリードサービス営業部門（**03-3523-1180**）お問い合わせください。

4 Q&A

これまで試験所に寄せられた質問とその回答の例を以下にご紹介します。

Q1：試験報告書に有効期限はありますか。

試験報告書には有効期限はありません。試験報告書には、JIS Q 17025 の要求事項に従い、試験品目の受領日、試験の実施日が記載されていますが、これらは有効期限と関連付けられたものではありません。但し、試験報告書は試験品目が試験値の状態を無期限に保持していることを保証しているものではありません。また、JIS Q 17025 には以下の記述があり、試験所は再試験の周期に関する推奨を行いません。

5.10.4.4 顧客との合意がある場合を除き、校正証明書（又は校正ラベル）は校正周期に関する推奨を含んではならない。この要求事項は、法令の規定によって置き換えられることがある。

Q2：試験所は SFT/FT 標準物質の合否判定を行いますか。

お客様が「お客様の要求事項又は製品仕様に対する試験結果の解釈」を要望される場合、それらに対する適合・不適合を表明します。これらは下記 JIS Q 17025 の記述によります。

5.10.3.1 5.10.2 の要求事項に加え、試験結果の解釈のために必要な場合、試験報告書は次の事項を含むこと。

- b) 該当する場合、要求事項及び／又は仕様に対する適合・不適合の表明

以上